

～埼玉の特産品を「シンガポール」へ



東南アジア最大の海外ECサイト

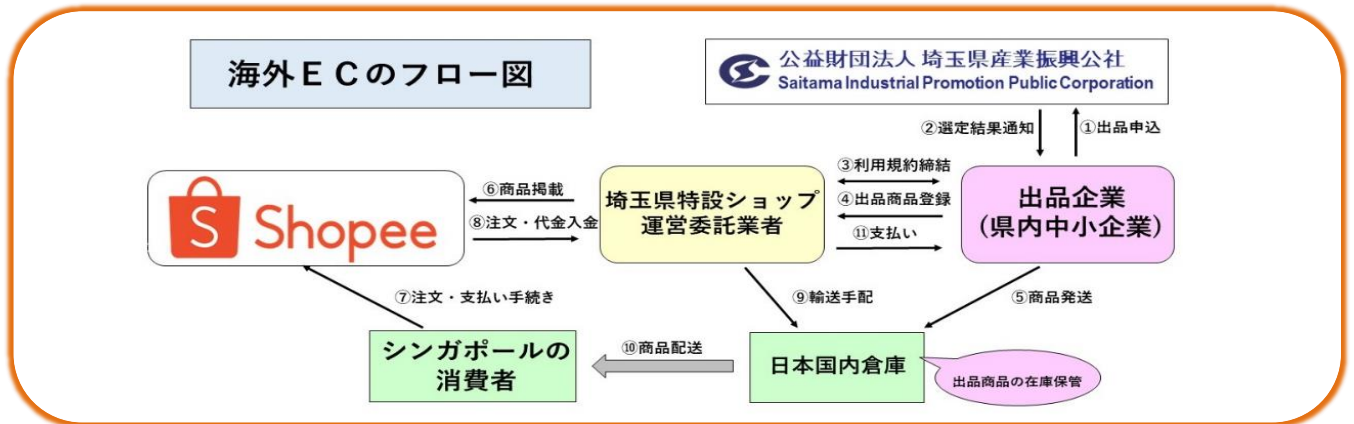
「Shopee」で商品を販売してみませんか

埼玉県産業振興公社では、新たに海外ECサイトを活用しグローバル市場で販路開拓を目指す県内中小企業の皆様を対象に、シンガポールのECサイト「Shopee（ショッピング）」に「埼玉県特設ショップ」を開設し、商品の出品を支援します。出品費用は「無料」です。

EC市場が右肩上がり成長しているシンガポールでテストマーケティングを行いたい、オンラインで海外の売り上げを伸ばしたいなど、関心のある方は、ぜひこの機会にご応募ください。

★出品企業の募集概要

対象国	シンガポール
開設サイト	Shopee Singapore : https://shopee.sg/ ※ShopeeについてはShopee JapanのHP (https://www.shopee.jp/) 参照
出品費用	無料（但し、国内の所定物流倉庫までの配送費、在庫返送費は自己負担）
対象企業	下記要件を全て満たす中小企業等 ①県内に登記上の本店又は主たる事業所を有すること ②出品する商品を製造企画し、自社製品として販売できること ③「埼玉県特設ショップ」で取り扱える自社商品を有していること （製造のみ外部委託も可）
募集商品数	1社につき5SKU（5商品）以内
商品カテゴリー （出品可能なもの）	・常温食品（お茶、紅茶、健康茶、麺類、醤油、味噌等） （ただし、賞味期限が6カ月未満のもの、冷凍品・冷蔵品を除く） ・工芸品、日用雑貨品、美容・セルフケア（化粧品、スキンケア・ヘアケア商品等） ・ファッション（衣服、靴、アクセサリ、服飾小物等） ・ライフスタイル（文房具、小物類、スポーツ商品等） など （注）審査確定後、モール側の判断により、出品ができなくなる場合あり。
（出品不可なもの）	・食品で賞味期限が6カ月未満のもの、冷凍品・冷蔵品 ・郵送できないもの、禁制品等について制限あり。詳細については下記URLを参照。 (a)日本郵便HP「郵送禁止物品」 https://www.post.japanpost.jp/int/use/restriction/ (b)日本郵便HP「シンガポールの禁制品」 https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/nonmailable_articles.php?cid=179 (c)その他、特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはそのおそれがあるもの、公社が不適切と判断した商品
販売形式	在庫委託販売
販売期間	令和4年10月1日～令和5年2月28日（予定） ※応募状況や運営準備等により、変更になる可能性があります。
募集期間	令和4年6月30日（木）まで



★申込み・募集の詳細 応募方法等の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.saitama-j.or.jp/seminar/saitamaken-sg>



★お申込み・問い合わせ 埼玉県産業振興公社 創業・取引支援部 取引支援グループ

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 10 階

TEL:048-647-4086 FAX:048-645-3286 Email: sbsc@saitama-j.or.jp